公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４８３号
大阪市城東区中央１丁目１番33―205号
債務者　玉那覇光治
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９号
北海道伊達市南稀府町263番地63
債務者　小関　文子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
大分県日田市清水町100―６、住民票上の住所福岡県北九州市八幡西区熊手１丁目３番24―404号
債務者　板垣　正信
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１６２号
福島県須賀川市弘法坦39番地
債務者　高林　良輔
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５号
福島県郡山市富田町字向山21番地の１
債務者　安藤　英寿
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
宮城県名取市大手町４丁目24番地の２
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地363番地２
スターヒルズⅡ201
債務者　宮崎　貴生
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第９７３号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町４番９号
債務者　稲垣未樹こと　鄭　　未樹
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７９号
広島市佐伯区利松１丁目17番20号
債務者　小南　　亨
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６号
兵庫県神戸市東灘区御影本町２丁目８番20ライオンズガーデン御影806号、住民票上の住所愛媛県新居浜市徳常町５番1023号
債務者　三宅　和雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１５８号
愛媛県新居浜市徳常町５番1023号
債務者　三宅　克彦
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五葉　明徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第４７号
福岡県飯塚市阿恵384番地１　阿恵コーポ406号、前住所福岡県飯塚市幸袋102番地１
債務者　和多　太生
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
横浜市緑区台村町126番地　ステップス503号
債務者　長島　正道
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　嘉久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９号
兵庫県川西市矢問２丁目６番45号
債務者　吉田　毅彦
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３１号
埼玉県日高市大字鹿山328番地
債務者　谷ケ崎純一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１号
青森県平川市南田中北原64番地４
債務者　天内　政子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱谷　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５号
さいたま市南区根岸２丁目22番14号　ほそぶちビル202
債務者　井波　一元（旧姓櫛田）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　慶一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係